様式第４号

泉南市第　　　　　　　　号

　　　　年　　　月　　　日

**泉南市住民票の写し等交付通知書**

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　様

　　　泉南市長　　　　　　　　　印

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付年月日 | 　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 交付証明書の種別 | ①住民票の写し　　　②除住民票の写し　　　③戸籍附票の写し④改製原戸籍附票の写し　　　　　　　　⑤戸籍除附票の写し⑥戸籍謄(抄)本　　　⑦改製原戸籍謄(抄)本　　⑧除籍謄(抄)本 |
| 交付枚数 | 　　　　　　通 | 内　訳 |  |
| 交付請求者の種別 | 本人等の代理人請求　　　　　第三者請求（個人・法人・八士業） |
| 備　考 |  |

**交付通知書に関して、以下の内容をご確認ください。**

１　登録者の住民票の写し等（※１）を本人の代理人又は第三者（※２）に交付した場合、交付通知書を送付しています。

（※１）住民票の写し等とは、住民票の写し（除住民票の写しを含む。）、戸籍の附票の写し（戸籍の除附票の写しを含む。）、戸籍謄(抄)本（除籍謄(抄)本、改製原戸籍謄(抄)本を含む。）をいいます。

（※２）第三者とは、住民票の写しにおいては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者であり、個人、法人、八士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）をいいます。

２　交付年月日とは、証明書を窓口で手渡した日、又は郵便で送付を行った日となりま

　す。

３　交付請求者の種別について、本人の代理人請求とは、本人の代理人を称する者が代理権を明らかにして交付請求を行った場合です。

４　交付請求者の氏名、住所等を通知することはできません。

　　また、交付通知書の送付を受けた後、泉南市個人情報保護条例第１２条の規定に基づく個人情報開示請求をしていただいても、交付請求者の種別が第三者請求（個人）の場合は、泉南市個人情報保護条例の規定により、交付請求者の氏名、住所等は原則開示できませんのであらかじめご了承ください。

５　詳しくは、泉南市役所市民課（電話　０７２－４８３－７７９１）までお問い合わせください。